政 動 揺期 の諸問題

越前藩の財政難を中心に

三上

夫

で ある。 。 質としては、領内重商主義を基調とする財周知の通りだが、かかる雄藩に共通した特 ち直りをみせたことは注目に値するところ 業が短期日のうちに予期以上の 実 効を収 政的基盤の安定の上に立つたことで、 政局に大きな発言力を以て登場したことは の十分な貫禄を備え、当時の緊迫した中央 えられながら、いわゆる富国強兵=殖産興 革新的藩臣の強力な政策的エネルギーに支 藩においても確かに藩主松平慶永を中心に 幕末における越前藩が薩・長・土・肥に 少くとも藩財政に関する限り著しい立 決して優るとも劣らない雄藩として 越前

げ た い② により察知されるため、 道寺七右衛門から幕府あて提出した嘆願書 が第十五代藩主となった翌天保七年(一八 言ではなく、その間の偽らざる実情は斉善財政的《危機》に立っていたといっても過 うと全く収拾しようのないほどの窮迫した 三六)に、増高の儀について藩の留守居大 ところがそれ以前の藩財政はどうかとい 次にその大要を掲

貞享の大法で極度の緊縮財政を余儀なく 今にて者古借新借惣高九拾万両余の借財 程つつ不足相立」つような窮状で、 凶平均すると実際には一カ年二十九万石 増されて表高三十二万石となったが、豊 地で収納米が少く、文政年間に二万石加 されたが、もともと領地自体が薄免の土 如意之勝手向弥増必至之難渋に落入、唯 たが、何分種々の出費がかさみ「元来不 金賦課により、ようやく藩邸が再建でき 入をはじめ家中半減借米、町在への御用 もさきに霊岸島の藩邸が類焼し、公金借 相嵩候而近年に至候而者年々二万六千両 程度の収納しかなく、 「其後逐々入用高 しか

打撃を蒙ったと云えよう。

もちろん幕藩体制の下では、年を経るご

惑至極の財政難にあえいでいる。

たことは、藩財政にとっても全く致命的な 紀後半の貞享三年(一六八六)のいわゆる 舞われた何よりの証左であり、 けて藩札を発行したこと自体が財政難に見 文元年(一六六一)に全国の諸藩にさきが 呈したものと云える。 は、 借財の総額が実に九十万両に上るとあって 万五千石から一挙に二十五万石に半減され んである。すでに十七世紀の半ばすぎの寛 一朝一夕でなったものでないことはもちろ 「貞享の大法」により、 ところでかかる財政的行き詰りが決して 全く救いようのない藩財政の実態を露 々約二万六千両の歳入不足をかこち、 従来の所領四十七 しかも同世

なり、 の宝暦期では全国的に完全な頭打ち状態と 度の差こそあれ共通したところである。 地代=貢租収奪の増徴策は、十八世紀半ば 決して越前藩に限らず他の諸藩にもその程 とにますます財政悪化の途を辿ったのは、 封建的土地所有の実現形態である生産物 またこのころから 明和期にかけて

三上 藩政動揺期の諸問題

に相成し、

当用の運送金も滞るという当

とになる。
とになる。
とになる。
とになる。

_

は保学派の経学方面の継承者で経済の論、 は保学派の経学方面の継承者で経済の論の は保学派の経学方面の継承者で経済の論 は保学派の経学方面の継承者で経済の論 は保学派の経学方面の継承者で経済の論 は保学派の経学方面の継承者で経済の論

いふことを知らず。
かふことを知らず。
はて足らざれば国民より金を出さしめてにて足らざれば、江戸・京・大坂の富商大賈の金を借る事、年々に已ま坂の富商大賈の金を借る事、年々に已ま坂の富商大賈の金を借る事、年々に已ま

これは享保から延享にかけての十八世紀前半の実情を伝えたものであるが、もとも初から商業資本の活動範囲につなぎ止められて、封建制度の根底に横たわる数々の矛れて、封建制度の根底に横たわる数々の矛盾を急速に激化させていったのである。

余とあわせ考えると、その不足分は概ね江あり、差引不足分の一、三三三貫四○○匁

九七匁余と対比すれば、それを超すほどで

本の最も端的な現われは、いわゆる幕藩はなる政治的仕組が強制する参観交代制を種々の大名助役が、貨幣経済・商業資本の江戸在住にともなう膨大な貨幣支出は、産主の近戸在住にともなう膨大な貨幣を出は、藩主の依存を決定的ならしめたことで、藩主の依存を決定的ならしめたことで、藩主のがかる江戸入用がその年々の歳出のなか

である。

半ばにもなるという実情を訴えている。となり」と述べ、江戸入用が国用全体のの経世学者海保青陵が「諸大名共に国用のの経世学者海保青陵が「諸大名共に国用のでどんな比重を占めるかにつき、江戸後期でどんな比重を占めるかにつき、江戸後期

十分の一、多きは十分の五、六也。これる事甚し。家臣の俸禄を借る事、少きは

近来諸侯大小となく国用不足して貧困す

一、○九三貫計九、七一四貫は、すべて借い、○九三貫計九、七一四貫は、すべて借の支出八、六二一貫、京都、大坂での支出の支出八、六二一貫、京都、大坂での支出の大山貫をはるかに上回るもので、国許での支出八、六二一貫、京都、大坂での支出の大山貫をはるかに上回るもので、国許での大山門をはるかに上回るもので、国許での大山川がおばならぬという窮状を示すわける。

越前藩の知行高(内高)は三〇三、六九でどんな比重を占めるかを考えたい。の内容を調べたうえで、江戸入用が歳出面の内容を調べたうえで、江戸入用が歳出面の大容を調べたうえで、江戸入用が歳出面をしている。

以上のような財政事情は決して享和二年別上のような財政事情は決して享和二年のの特例ではなく、天保四年(一八三三)の例でも江戸入用が三三、四七一両二歩で、国元入用一四、四五七両三歩の約二・三倍国がしたにも拘らず、弘化二年(一八四国が減したにも拘らず、弘化二年(一八四国の分に比して僅かしか減少しないのであい。

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会

Ξ

用金賦課や領内外の富商、御用達、両替商どの臨時的支出には、領内町在に対する御くに幕府の用命や江戸藩邸の再建、修築なしては勢い借金政策をとらざるを得ず、としては勢い借金政策をとらざるを得ず、とかかる江戸入用にともなう赤字財政に対

のが実情であった。 などからの大口借入れによらねばならない

のうち地方知行 ・ 寺 社 領(六八、○九○

(註、新田改出ともで) であるが、そ

石)五〇〇石以下知行(六七、一九〇石)

(七、二〇〇石) 切米・扶持米・合力

その顕著な例として、賃保三年(一七匹三年)八月幕府用命による日光廟修復のため、藩では歳入総額の約二倍にも当る計六りたうえ、家中に対しては、「兼而勝手不したうえ、家中に対しては、「兼而勝手不りたうえ、家中に対しては、「兼而勝手不り候」(『国事叢記』七)として、知行・棒禄・扶持などの大巾削減を行うほか、御俸禄・扶持などの大巾削減を行うほか、御奉行加藤武右衛門が京都へ御金才覚に出向かねばならなかった。

また享和二年(一八〇二)一月幕府より福田川筋川浚を命ぜられ、領内に三万両の隅田川筋川浚を命ぜられ、領内に三万両の再建のため御用金を五万両に増額するという有様で、このようにしばしば見舞われるうの権災による再建や修復に要する出費がでも藩財政を如何に圧迫したかがわかるであろう。

六年(一八三五)までに至る領内町在からそとで元禄十二年(一六九九)より天保

李州 2 平(1002)	栓吊成山八調(越 削	潘/ 表 (I)
項目	追	備 考
内 高 地方知行・寺社領・500 石以下知行	303,693石	新田改出とも
・役料・切米・扶持・合力米その他 米払い等差引残	④ 49,028石	御台所高
③ の32.5%収納	® 39,835俵	年貢率 3ツ2歩5厘
B+免違之出米	© 42,735俵 両歩 (17,231.3)	免違之出米 (2,900俵)
歳 ② 定 米 地子米・詰返上米等	両 歩 17, <i>2</i> 31.3 2,688.1	(6,667俵)
小物成・運上銀等 三国口銭・その他 八歩借米	3,526. 2,000. 7,258.	(18,000俵)
計	32,704.	
江戸入用	29,864.	
│ 歳 │ 国元入用 _↓ │ 大坂入用 ↓	10,637.1	
年賦元入•利足 町在頼母子利金	4,973.3	
出 四任粮区丁利金 計	1,300. ———————————————————————————————————	
差 引 不 足	14,700.両	

享和2年(1802)経常歳出入調(越前藩)

(註) 「享和二戌年御本払御積帳」(村田氏寿編『会計之部』松平文庫)により作製

共に付、他国御才覚等果敢~、敷無」之、も「然者各存知之通江戸表莫大之御物入も「然者各存知之通江戸表莫大之御物入 る。 済の上に営まれていた以上、前述の御用金 明白である。 う諸経費調達をめざすものだけでも、計十 でも、表 文庫・ 借金が全く意の如くならない窮状を訴えて 付事候」と、江戸を含めた領外富商からの 不」及11是非1何も評議之上、又々御用金申 てきたとみえ、寛延元年(一七四八)正月 も大きく依存 せねば ならなかったのであ による調達に加え、江戸富商からの借金に 財政にますます拍車をかけたことは極めて 六割を占めており、この種負担が藩の赤字一件、金額で二七八、二二○両と全体の約 からの用命および藩主の江戸在府にともな 四六五、七二〇両に上るが、そのうち幕府 聾記』『福井県史』『越藩編年録』 (松平 の御用金徴収につき、 (同上)など関係史料により管見するだけ しかしこの種借金政策にも次第に行詰 しかもかかる江戸諸経費が完全な貨幣経 福井県立図書館 (2)の通り、計二十一件、総額 『越藩歴誌』

三上

領内町在への御用金賦課状況 表 (2)

〔貞享3年(1686)~天保6年(1835)〕

	年 代	月.日.	御用金	理	曲	
	元禄12 (1699)	9. (閨)	両 10,000			(県)
	宝永 1 (1704)	4.	21,000	普請手伝	(編)	(県)
	5 (1708)	2.	5,000	幕府からの用命		(県)
	11 11	6.	11,000			(県)
	7 (1710)	7.	15,000	to the second of		(県)
	正徳 1 (1711)	2.	3,500			(県)
	享保 1 (1716)	5.	30,000	幕府御霊屋の普請手伝	(県)	(編)
	12 (1727)	8.	5,000	勝手不如意		(県)
	元文 1 (1736)	6. 18.	18,000	江戸普請 (編) (国)	(越)	(県)
	寛保 1 (1741)	9. 25.	30,000	前年の大洪水など	(越)	(国)
	<i>a</i> 3 (1743)	8. 28.	65,000	日光廟手当用金 (編)	(国)	(県)
	寛延 1(1748)	1.	55,000	勝手不如意	(越)	(国)
	宝暦 4 (1754)	5. 14.	25,000			(越)
	v 8 (1758)	夏	15,000	札元準備金不足のため		(県)
	明和 5 (1768)	2.	16,220	参覲交代費に窮す		(県)
	11 11	2. 22.	18,000			(片)
ı	安永 1 (1772)	3.	18,000	江戸常盤橋屋敷焼失		(県)
١	享和 2 (1802)	1.	50,000	江戸常盤橋屋敷再建のたる	5 (県)	(越)
	文化 3 (1806)	6.	15,000	江戸用邸建築のため		(県)
	11 11	9. 14.	12,000	上屋鋪類焼のため		(片)
	天保 6(1835)	4.	28,000	幕府御手伝のため	·	(県)
	計		465,720			

(註) 福井県史二……(県) 国事叢記………(国) 続片聾記………(片) 越藩編年録……(編) 越藩歴誌………(越)

[。]御用金額につき史料の間に一部若干の相違がみられる場合は、県史、 国事叢記または続片聾記の記載の額によることとした。

できたことが伝えられている。できたことが伝えられている。の真剣な努力でようやく三千両の借入れがの真剣な努力でようやく三千両の借入れがのきたとが伝えられている。事実明和五年(一七六八)六月、十二

である。

の証拠であろう。
の証拠であろう。
とのような事実は、越前藩として江戸富

П

にしても、領民の強い不満や反対を買い、(2)にみられる領内町在への御用金賦課一方との明和年間になると、前述の表

それら御用達のなかには藩財政の中枢た

御用金を課したことで、累積した領民の不 年(一七四四)二月の強訴〔註・福井城 な原因の一つとなったことに注目したい。 ゆる「明和の越前大一揆」を惹き起す大き ついには明和五年(一七六八)三月のいわ **觀する費用に窮し町在に一六、二二〇両の** あり、明和五年二月に至り藩主が江戸に参 とする五五、○○○両賦課による〕などが 方、福井城下・同年一月勝手不如意を理由 七四八)二月のみの虫騒動〔註・足羽地 Ŧ, 対を明確に打ち出した一揆として、 下・前年の寛保三年八月日光廟手当用金六 すでに明和期以前において御用金賦課反 ○○○両賦課による〕や寛延元年(一 延享元

し」がかけられたととである。 同年三月下旬から四月上旬にかけて福井 同年三月下旬から四月上旬にかけて福井 では注目すべきは攻撃の対象が藩御用達や が下を中心に惣百姓一揆=全藩一揆の形で 展開し、そのピーク時には農民や都市細民 展開し、そのピーク時には農民や都市細民 のにふくれ上ったのであるが、このさいと くに注目すべきは攻撃の対象が藩御用達や 大に注目すべきは攻撃の対象が藩御用達や はに注目すべきは攻撃の対象が藩御用達や はに対した。

とくに美濃屋の如きは、その年が凶にも拘らず大量の米穀を買占めて他国へ作にも拘らず大量の米穀を買占めて他国へ作にも拘らず大量の米穀を買占めて他国へを出したことが領民の奮慨をまねき、大一

また別の一史料が伝えるところでは、財政担当の奉行が六軒の御用達に正米を買占めさせ両者が結託して利得を窓にしたとしているが、たしかに一揆諸要求のなかにているが、たしかに一揆諸要求のなかに、「町人どもの内悪み深き者の事」の三条項が含まれているのは、その間の偽らざる実相を端的に物語るものと見做さざるをる実相を端的に物語るものと見做さざるをる実相を端的に物語るものと見做さざるを

困窮する藩財政が御用達に対する借金政 困窮する藩財政が御用達に対する借金政 にととも関連して、ますます領民のうらみ とととも関連して、ますます領民のうらみ を買うわけである。

っても明瞭である。
ところでこの大一揆では、そのはげしさところでこの大一揆では、そのはげしさところでこの大一揆では、そのはげしさところでこの大一揆では、そのはげしさところでこの大一揆では、そのはげしさ

求めざるを得ない勘定となる。
れた借金の道は、京都や大坂の上方商人に用金調達の深刻な行詰りからすれば、残さ

7

あったことが判かる。 とれより先、寛文九年(一六六九)四月を半において大坂富商からの借金の実績が後半において大坂富商からの借金の実績が後半において大坂富商からの借金の実績があったことが判かる。

商人に対し用金の返附し難きを述べ」と伝その後貞享三年(一六八六)には「上方

しくなった 苦しい 財政事情がうかがわれ局面に遭遇して、借金返済の見 通しが 難法」という藩政はじまって以来の困難なりの借金を仰いでおり、しかも「貞享の大えるなど、当時京都、大坂の豪商よりかな

拝領物まで受けるものが現われてくる。と大坂や京都の商人で福井を訪れて藩よりところが十八世紀に入り享保年間になるる。

で饗応されている(『国事叢記』五)。一九)にも再訪し、八月四日に福井御泉水拝領物をさずかり、ついで享保四年(一七に拝えつし、離福のさいには絹・紙などの花町人肥前屋長作及び肥前屋喜兵衛が藩主・享保二年(一七一七)六月十五日には浪・享保二年(一七一七)六月十五日には浪・

給された 謝礼 に 訪れている(『前掲書』田屋庄左衛門が、その前年に二十人扶持をを受け、同年十月十九 日 に は 京都町人増をだずさえて来訪、藩の評定所で料理接待屋彦右衛門が以前の拝領物の謝礼に献上物屋原保二年(一七四二)には大坂町人津軽

ている。

で、しかも藩では次のような拝領物を贈っ事叢記』十一)という念の入った饗応ぶり

々御馳走、

御奉行中並御勝手五人」(『国

市郎右衛門)の口添で来訪、勘定所で料理大坂の天王寺屋手代が越前屋(註・越前屋また延享元年(一七四四)三月九日には

七)。

る(『前掲書』八)。接待を受け綿・御金の拝領物をもらって

にうかがわれる。

訪が、越前藩の借金に関連することは容易とのような上方商人のしばしばの福井来

いる。 牧村清右衛門、五郎右衛門一行が来訪して 牧村清右衛門、五郎右衛門一行が来訪しては、大坂の富商でかつ藩御用達をつとめるは、大坂の富商でかつ藩御用達をつとめる

田喜兵衛には御国絹一疋、白銀三枚、五郎上下一具、御国絹一疋、清右衛門の手代富人の番頭・手代橋本長右衛門には相御紋御具、桐御紋御小袖一ツ、鳥子紙二百枚、両牧村両人にはそれ ぞれ 相御紋御上下一

る。
ては先例のないような厚遇措置をとってい
五百疋を給するなど御用達への拝領物とし
五百疋を給するなど御用達への拝領物とし
新蔵、吉村新兵衛の各自に御国絹一疋、金

ると考えられる。 に、これも枚村両人が、その前年の宝暦七年 に、これも枚村両人が、その前年の宝暦七年 に、これも枚村両人が、その前年の宝暦七年 に、これも枚村両人が、その前年の宝暦七年

扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 扶持を給されている。 大大持を給されている。 大大持を給されている。

を課したととろ、牧村がこれを一手に引受準備金不足のため領内に御用金一万五千両ところで宝暦八年(一七五八)夏、札元

けて調達したため領民が大いに喜んだと す狐が二つけて調達したため領民が大いに喜三百 反ばつを買向出精相勤奇特ニ思召候」と新たに高三百 反ばつを買向出精相勤奇特ニ思召候」と新たに高三百 反ばつを買 石を給与、翌九年(一七五九)三月牧村清右 を黙殺でき 石を給与、翌九年(一七五九)三月牧村清右 を黙殺でき 石を給与、翌九年(一七五九)三月牧村清右 を黙殺できる。

高三百石といえば越前藩では百家にみたない高禄であり、かかる優遇措置を講じたことは、かれら御用達が如何に藩財政に大きな影響力を与えていたかがわかる。また宝暦十年(一七六〇)五月には牧村また宝暦十年(一七六〇)五月には牧村が、同年突如札所元締をやめさせられ、新が、同年突如札所元締をやめさせられ、新たに米屋善四郎、新屋三郎右衛門、美濃屋にに米屋善四郎、新屋三郎右衛門など領内の有力な御用達十八名が長命されたのである。

てけいばかりしや」とか、「難波からたま「牧村は御国をつめにきたれ共、金銀なくりしたことがつかめないが、当時の狂歌にその原因については記録の上でははっき

石 を黙殺できずにやむなくとつた措置とも思ら 反ぱつを買うような事情があり、藩もそれ子 なものがあるところから、領内御用達より く」など牧村両人への強い反感を示すよう の せいが二つきて、金は こん / 札はわびと す狐が二つきて、金は こん / 札はわび

六

藩ではすでに宝暦九年(一七五九)三月 ・・⑩ ・・⑩ ・・⑩ ・・⑩ ・・⑩ ・・⑩ ・・⑩ を創出、確保する必要にせまられたわけである。 を創出、確保する必要にせまられたわけである。 三上

藩政動揺期の諸問題

記』においてその経緯の概要がうかがわれ間一一二万石程度と推定されるが、これは間一一二万石程度と推定されるが、これは他の諸藩に比して僅少であり、大坂両替商に対し廻米を返済の引当とする借金取引を行利に推進することは甚だ困難で、はかばかしくいかなかった模様である。そのためかしくいかなかった模様である。そのためかしくいかなかった模様である。そのためかしくいかなかった模様である。そのためかしくいかなかった模様である。そのためがしては幕府に働きかけ、その強権にすがって大坂両替商の大名貸を求めるという強いには幕府に働きかけ、その強権にすが、これに対しているが、『国事業

折衝に当った。 所衝に当った。 所衝に当った。 所衝に当った。 所面に当った。 所面に当った。 所面に当った。 所面に当った。 所面に対して、「公儀御役方江御頼、 で江戸に派遣して、「公儀御役方江御頼、 でる借金成功により目付より奉行に昇進) でる借金成功により目付より奉行に昇進) でる借金成功により目付より奉行に昇進) では実家の一橋家を通じ幕府に対して藩庫の は実家の一橋家を通じ幕府に対して藩庫の

由、依ゝ之御内々御帷子二ツ拝領仕」(『子克相働、諸方度々出会ニ付、奨束入用之そとで一柳新九郎は実際には「御用筋様

吏が当っている。が、両替商との表向きの交渉にはたえず幕が、両替商との表向きの交渉にはたえず幕風に、関係筋に懸命な 努力をしたようだ国事叢記』十五、七月十三日の条)という

は二十名の多数に上っている。そのなかには二十名の多数に上っている。そのなかに向守、町奉行曲渕甲斐守、大坂奉行(註、京石の名がみえ、一方「御金御頼大坂町大名の名がみえ、一方「御金御頼大坂町東西両町奉行)室賀山城守、神谷大和守の東西町奉行)室賀山城守、神谷大和守田、江戸御頼御用掛り」として、老中松平「江戸御頼御用掛り」として、老中松平

ている。

でいる。

数納を立調達之筈」という予期以上の成果本が、これらで、十二月十一日に至り、「松平右近将監殿より、調達延引之旨申参、役平右近将監殿より、調達延引之旨申参、役平右近将監殿より、調達延引之旨申参、役平右近将監殿より、調達延引之旨申参、役平右近将監殿より、調達延引之旨申参、役平右近将監殿より、調達延引之皆申参、役平右が、とれらであったが、これらであったが、これらである。

てご引頭は、或前審エフて宣文を収めることができたのである。

ただ問題は、越前藩として直接自主的にただ問題は、大坂御借金」三万二千二

仰 ○大坂御借金 四百八十二両三歩を含む)の内訳からも明を 四百八十二両三歩を含む)の内訳からも明 ○大坂御借金

一 金四百四十四両二歩 享和二年調達二千両の内○大坂御借金

鴻池王右衛門

鴻池善五郎

文化元年調達金

三上 藩政動揺期の諸問題

一 金二千両 右 三人 文化三年十五百両調達の内 一 金千五百両 御借居 右 三人 文化四年調達 一 金千五百両 御借居 右 三人 文化二年二千両の内 一 金二千両 御借居 右 三人 文化三年二千両の内 一 金二千両 御借居 右 同人 文化四年調達 但公金御借入 一 金三千三百二十両 御借居 右 同人 文化四年調達 但公金御借入 一 金三千三百両十両 御借居 右 同人 文化四年調達 四公金御借入 一 金三千三百両十両 御借居 右 同人 文化四年調達 百両の内 一 金三千三百両十両 御借居 右 同人 文化四年調達 百両の内 一 金二千両 御借居 右 同人 文化四年調達 一 金二千両 御借居 右 同人 文化四年当座調達 一 金五百両 文化六年五人連中一万両調達の内 一 金五百両 一 金五百両 マ化六年五人連中一万両調達の内 一 金五百両 本文化四年当座調達 一 金五百両 一 金五百両 一 金五百両 一 金五百両 一 金五百両 一 金五百両	文化元年調達 右 三人
一金百六十二両三歩二分七厘	文化三年七百両調達の内 右 同人
、○○○両(一、五○○ 、九九○両(五人連中 そのほか鳴屋市兵衛に そのほか鳴屋市兵衛に そのほか鳴屋市兵衛に そのほか鳴屋市兵衛に 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両(五人連中 七○両のうち たがおられると、大坂借金 を移っため精一杯の借金 を移った。 とくに十 をといる。	元年のが五、〇〇〇両、文化三年のもので四四両(二、〇〇〇両調達のうち)、文化

である。

三上 藩政動揺期の諸問題 しかも江戸借金については、文化七年の

決して政策的に誇張した数字ではなかった 借惣高九拾万両余の借財」とする訴えは、 た増高についての嘆願書のなかの「古借新

八、二五九両余が翌嘉永元年への繰越借金 ると、表(3)の通り借金総額が八七三、 両、江戸で四二、九七八両三歩、大坂が二 が二三%となっている。ところで同年中 分に相当する巨額の借財を背負い込んだ勘 高となるが、これは年間収入の約二十カ年 くれ上り、同年中の返済分を差引いた八四 五七一両余と文政七年に比べ六・三倍にふ 歩となる。これが弘化四年(一八四七)にな 七、七三三両三歩、計一〇一、五九六両二 への繰越借金高は、国元が三〇、八八四 以て元利之方へ御返済」分を差引いた翌年 に、年賦返済、利足渡し、及び「御廻米を で三五%、大坂借金の三二、二一六両二歩 を占め、ついで江戸借金が五〇、五一五両 五、七七五両一歩が最も多く全体の四二% 五〇六両三歩に上り、そのうち国元借金五 文化七年(一八一〇)では、総額一三八、 残高はますますかさむ一方となっている。 前述の天保七年藩から幕府へ差出し

文化7年・弘化4年借金比較表〔越前藩〕

表 (3)

○○両)の計八、二○○両が公金借入の残

(四、二〇〇両) (一、〇〇〇両)

蝦夷地御役所(三、〇 関東御郡代所・御貸付 のうち上

場合総額五〇、

五. 一五両

野御料物

(A) 文化7年 (1810)		(B) 弘化4年 (1847)			弘化4年の増加分		
	画	%	大坂	西	06	(B)—(A)	(B) (A)
大 坂	32,216	23	(京都を) 含 む)	199,288	22 	両 167,072	倍 6.1
江戸	50,515	35	江戸	294,002	34	243,487	5.8
御国その他	55,775	42	御国その他	380,281	44	324,506	6.8
計	138,506	100	=	873,571	100	735,065	6.3

(註)「文化7午年正月江戸御国大坂当時御取扱在之御借金 | 及び「弘化4未年御借財御訳 により作製。 (両以下の端数は切捨てた)

ど、領内、江戸、大坂を問わず藩の借金政 借入の残高がみられ、江戸借金二九四、○八五○両)など計一四一、七八一両の公金 楽城(一、六一一両一歩)猿屋町〔註、会 御用金賦課につい ても 甚だ困難となるな %にすぎない比重をみせており、領内での 達」の分が一一四、二三八両と全体の一三 る対象であった「御国町在御内用達新古調 四年になると藩政中期ごろまで借金の主た 困難になったものとみられる。しかも弘化 商業資本=高利貸資本からの借金が極めて て悪化した事情の故に、富商、両替商など となる。 〇二両の四八%と約半分を占めるなど公金 所〕(四、○○○両)銅座御役所(一○、 町(註、貸付役所) になると、御金蔵(六四、五〇〇両)馬喰 金で全体の一六%を占めるのが、弘化四年 への依存度が極めて高まってきたのが特徴 この点江戸借金にしても、 (四三、八二〇両) 信 藩財政の極め

策自体がいよいよ行詰りの限界に近づいた のと見做さざるを得ないであろう。

るが、越前藩においても表(4)の通り十 られる。 減を行なったことは諸藩に共通してみられ るように、江戸中期以後さかんに封禄の削 臣下に半禄又は三分の二を与ふ」と指摘す 里の「東潜夫論」にも「近来の諸侯は多く らんで、 八世紀以後はしばしば借米の強制措置がと 米政策が強引にとられたのである。帆足万 して藩庫の収入の増加をはかるいわゆる借 このようにますます深刻化する赤字財政 対処して、 家中の知行・扶持を継続的に削除 前述の御用金=借金政策とな のである。

にわたる場合もみられる。 借米措置が目立ち、しかも数カ年の長期間 とくに十九世紀に入り、 「家中半減」 の

七カ年の借米としたが、 る。また文政十二年(一八二九)七月には には三カ年の「家中半減」を申 渡してい さらに二年後の享和二年(一八〇二)一月 ○)に至りようやく半減御免となったが、 カ年の借米を 布告し、同十二年(一八〇 例えば寛政五年(一七九三)四月には七 その期限完了後間

継続を試みている。 カ年の延長を申渡すなど借米政策の強引な の布告を出しており、同十年にはさらに三 もなく天保八年(一八三七)五月に三カ年

は、

きまって

家中を対象としたものである。 民一般への分も若干含まれるが、

大多数は

候へ共、不ゝ被ゝ得ゝ止右之通候」、 策をとらざるを得ない旨の文句がみられる 家中の生活困窮は十分承知しながら借米政 二被11思召1 候得共……」 といった工合に 中茂兼而甚困窮之趣、 「甚御気之毒ニ思召候へ共、しかも諸月番への書付に 御承知被」遊御苦労 「御家

ある。 減させるための倹約令が頻発されたととでれるのは、家中の消費生活をできるだけ節 ますます拍車をかけるが、このさい注目さ 減俸措置にひとしく、かれらの生活困窮に 云うまでもなく借米は家中に対する大巾

年(一八五九)に至る約一世紀半の間に出さ れた倹約令 法」の翌貞享四年(一六八七)より嘉永六 藩勢に大きな影響を 与えた「貞享の大 口達の分も含む) につい

だけでも表 上っている。そのなかには農民や町在の領 てみると、 (5)の通り総件数三十七件に 『越藩歴誌』に明記されるもの

興味深いところである。 形成するが、この時期に至って藩財政が愈 明瞭に表出することと関連づけ得ることは 々深刻化するなど封建社会の体制的矛盾が 和期(一七五一―七一)にかけてピークを 十八世紀以降とくに同世紀後半の宝暦・明 その発布状況をみると、表(6) 通

起となったとみるべきであろう。 縮を要求し、 に藩勢に大きく響くだけに、 発布が前述の借米とほぼ平行して行なわれ ているのは、借米による家中の困窮は直ち また表(7)のグラフの通り、 かれらの階級身分の保持に躍 生活全般の緊

徹底をいましめている。 ど生活の細部にわたり奢侈の禁止と倹約の 素化、奉加および家屋新築、 信、道具武具の制限はじめ婚礼、 ち、供と乗物、衣類、食事振舞、贈答音 その内容については共通した部分が目立 造庭の禁止な 法事の簡

藩
嵌
新
翠
뀲
数の
0)
藺
問
題

·	,	·		
年 代	月.日.	期間	備	考
享保20(1735)	7.11.			(越)
寛保 2(1742)	7.			(越)
寛保 3(1743)	8.23.		日光宮修覆のため	(国)
宝暦 6(1756)	閨 11.16.			(国)
宝暦 8(1758)	8.29.			(国)
宝暦11 (1761)	3.16.	3ヶ年	家中半減 (越)	(片)
明和 2 (1765)	7.20.			(国)
明和 5 (1768)	2.22.		都合8歩通借米	(片)
安永元(1772)	3.16.	3ヶ年	家中半減 (越)	(片)
寛政 2 (1790)	1.29.	1 ケ年	家中半減	(片)
寛政 5(1793)	4. 5.	7ヶ年	家中半減 (越) (寛政12年より半減御免	(片) e)
享和 2 (1802)	1.20.	3ヶ年	家中半減 (越)	(片)
※ 文化元(1804)	3.20.		半減を免じ1600万石以上 8 歩借米とする (越)	· (片)
文政 7 (1824)	6.28.	3ヶ年(200石以上) 1ヶ年(200石未満)	家中半減 (越)	(片)
※ 文政 9(1826)	6.20.		代替にかかわらず 借米 を 免ぜず	(片)
文政10(1827)	1.16.		家中半減	(片)
文政12(1829)	7.5.	7ヶ年	家中半減	(片)
天保 8 (1837)	5.25.	3ヶ年	家中半減	(片)
天保 9(1838)	2.16.		家中半減	(片)
天保10(1839)	2.30.	3ヶ年	家中半減	(片)
弘化元(1844)	7.	4 ケ年	家中半減	(片)

(註) 『国事叢記』(七~十五)及び『続片聾記』(三~五)

『越藩歴誌』 (二~七)

国事叢記……(国) 続片聾記……(片)

越藩歷誌…… (越)

※印の分は借米の布告件数には含めない。

の 布 告 状 況 表 (5)

〔貞享3年(1686)~嘉永6年(1853)〕

年	代	月.日.	備考	
貞享 4	(1687)	6. 9.	百姓へ在々御条目(倹約の規定を含む)(県) 家中へ定(倹約の規定を含む)	(片)
正徳元	(1711)	11.21.	家中へ御簡略を仰出さる (越)	(国)
正徳 3	(1713)	閏 5.8.	家中へ御条目	(国)
享保13	(1728)	1.	倹約申渡	(県)
享保18	(1733)	1.	藩主自筆して倹約の法をとらしむ (越)	(県)
享保19	(1734)	7.22.	同 上	(越)
元文 3	(1738)		百姓へ倹約令 (片)	(県)
元文 6	(1741)	2.11.	家中へ倹約をすすむ	(越)
寛保 2	(1742)	7.20.	家中へ倹約令(越)(片)百姓へ々々	(国)
寛保 3	(1743)	3.15.		(国)
延享元	(1744)	2.23.	触 (倹約に関するもの)	(国)
延享 3	(1746)	12. 7.	御直筆による倹約令	(国)
寛延元	(1748)	7. 9.	7 ケ年間の倹約を令する	(越) (越)
寛延 3	(1750)	6.20. 11. 1.	家中に倹約をすすむ 節約口達 (越)	(国)
宝暦元	(1751)	3. 29.	倹約申渡 (越)	(国)
宝暦 2	(1752)	11. 7.	倹約を令する	(越)
宝暦 6	(1756)	4.11.	倹約を令する	(国)
宝暦 8	(1758)	2.16. 10.	倹約令布告 倹約をすすむ (県)	(国) (国)
宝暦 9	(1759)	4.11.	倹約を令する	(国)
宝暦10	(1760)	12. 12.11.	農民へ節約をすすむ 倹約を令する	(県) (国)
宝暦14	(1764)	1.16. 5.25.	倹約を令する 倹約について家中への訓示	(国)
明和 3	(1766)	6.20. 8.16.	倹約令を布告 重ねて倹約を令する	(国) (国)
明和 5	(1768)	7.13. 11.26.	倹約を仰渡す 倹約を申付ける (越)	(国) (国)
明和 7	(1770)	5. 5.29.	手書を以て10年間の節約を励行 倹約申渡す (越)	(県) (国)
天明 8	(1788)	6. 1.	倹約令を出す (越)	(片)
寛政 2	(1790)	1.15.	10年間倹約をすすむ	(片)
享和 2	(1802)	1	家中へ倹約を命ずる	(県)
文化14	(1817)	1.20.	家中へ御貸銀ならびに倹約を命ず(越)	(片)
文政 7	(1824)	1. 5.	御供廻り等減少し、千石以下持馬御免とする	(片) (片)
文政 9	(1826)	6.20.	DCM3 E FID 3 B	(片)
文政10	(1827)	閏 6.29.		(片)
文政11	(1828)	3. 3. 3. 4.	町在へ倹約の御触を出す 家中へ御触を出す	(別)
文政12	(1829)	9.	一倹約令を布告 6約今を出す	(片)
天保 8	(1837)	5.	医がすを回り	(片)
天保11	(1840)	3.13.	検約令を出す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(月)
弘化元	(1844)	7.	手書して倹約を命ず 藩士に倹約を勧説する	(県)
嘉永 6	(1853)	8. 9.	節倹令を出す	(片)

(註) 国事叢記……(国) 続片聾記……(片)

越藩歷誌…… (越) 福井県史……(県)

(同一年代の分は一件とみなす)

御用金・借米・倹約令の件数比較表 表 (6) 〔貞享3年(1686)~嘉永6年(1853)〕

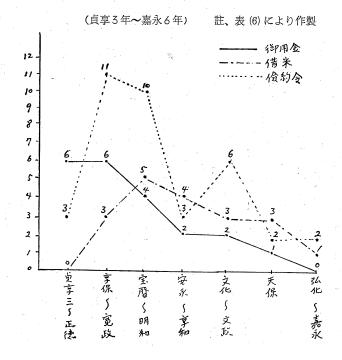
年代	御用金賦課件数	借米件数	倹約令件数
貞享3~ 正徳 (1686~1715)	6	0	3.
享保 ~ 寛延 (1716~1750)	6	3	. 11
宝暦 ~ 明和 (1751~1771)	4	5	10
安永 ~ 享和 (1772~1803)	2	- 4	3
文化 ~ 文政 (1804~1829)	2	3	6
天保 (1830~1843)	1	3	2
弘化 ~ 嘉永 (1844~1853)	0	1	2
計	21	19	- 37

(註) 『国事叢記』(二~十五) 『続片聾記』(三~五) 『福井県史』(二) 『越藩編年録』

『越藩歴誌』(二~七)〔但し巻之二は『越藩貴耳録』(松平文庫)所収〕

- 。藩政の画期と見做される貞享3年(1686)〔貞享の大法〕を起点とした。
- 。御用金賦課は領内町在に対するものに限る。

御用金・借米・倹約令の件数比較グラフ 表 (7)



り得ないことは云うまでもない。 で家中の経済的困窮の根本的な救済策となの不評をまねくのが実情であり、また決し終る場合が多かったようだが――はかなり終る場合が多かったようだが――はかなりとは近くがある場合が多かったようだ生活の極端な緊縮を強いる倹

幕末における藩政改革の路線設定に重要 を省くにいたる。 と論じ、大節倹を行なった を省くにいたる。 と論じ、大節倹を行なった を省くにいたる。 と論じ、大節倹を行なった を省くにいたる。 と論じ、大節倹を行なった を省くにいたる。 とを率直に認めている。 しかもかかる論策は、小楠にかぎらず当 は到底覚束ないことを率直に認めている。 しかもかかる論策は、小楠にかぎらず当 は列底覚束ないことを率直に認めている。 しかもかかる論策は、小楠にかぎらず当 は列底覚束ないことを率直に認めている。

ナ

考察した。
考察した。
を会に財政難に対する領主的対応として、とくに財政難に対する領主的対応として、とくに財政難に対する領主的対応として、とくに財政難に対する領主的対応として、とくに財政難に対する諸問題

桃の享和二年(一八〇二)の著作にかかる江戸後期の町人学者として著名な山片蟠

めざるを得なかったのである。

ランスの赤字財政を露呈するのである。 出入状況が示すように、相当な収支アンバ が、越前藩においても前述の丁度同年の歳 が、越前藩においても前述の丁度同年の歳 と雖国用足らず、故に三年五年の貢物税を と離国用足らず、故に三年五年の貢物税を

このさい歳出面で最も大きな負担となると、のは、参覲交代や大名助役にともなう「江戸入用」で、国元・京都・大坂入用の三倍でも占めるとあっては赤字財政を招くのは近くにも及び、一方歳入全体の額の九割までも占めるとあっては赤字財政を招くのは、参覲交代や大名助役にともなう「江戸入用」で、国元・にを思りざると書い、

らかである。

らかである。

「ないので、表で、のグラフによっても明時代が下るに従ってますます行詰りをみせ終の反撃に見舞われるなど、この種政策が終め反撃に見舞われるなど、この種政策がまた領内の町在に対する御用金政策にしまた領内の町在に対する御用金政策にしまた領内の町在に対する御用金政策にしまた領内の町在に対する御用金政策にしまた。

一方、領内外の御用達や富商に対する借金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策により、藩権力と商業資本=高利貨金政策に対する借

窮には、あいつぐ倹約令の発布により極度すめ、しかもそれにともなう家中の生活困て、家中を対象とする借米政策を強引にすさらには歳入面の財源をふやす仕法とし

藩政動揺期の諸問題

を出るものではなく、かかる領主的対応の 仕方とそまさに封建的反動の一面を暴露したものと見做さざるを得ないのである。 ところでかかる藩体制の動揺をおしすすめる大きな要因として、農村における商品 生産のたゆ まぬ 成 長、展開が指摘されるが、事実それが封建制の基盤をゆるがし、 しかもそこから貢租体系を行詰らせ、財政 の不均衡を増大させることにもなるため、 での成果を運上、冥加銭、口銭の形で特権商 人(問屋)の支配する流通機構を通じて吸 が上げる藩・・・・・・・かる領主的対応の

()

利潤を根こそぎに収奪するものに外ならなに強力な統制をしき、運上銀の増徴を試みに強力な統制をしき、運上銀の増徴を試みに強力な統制をしき、運上銀の増徴を試みに強力を潜権力が掌握し、それら生産者を全に強断して自己に隷を審権力が掌握し、それら生産者を全に強断して自己に対して、運上銀の増したり、

をはかったが、これとて単なるび縫策の域

の緊縮を強制し、

かれらの階級身分の維

で の上に立つ「国富」の成果は全く期待でき の上に立つ「国富」の成果は全く期待でき の上に立つ「国富」の成果は全く期待でき の上に立つ「国富」の成果は全く期待でき ないことになる。

> 恰好となる。 いこみ、まさしく財政的危機にたち至ったいこみ、まさしく財政・・・のの借財を背負間になると総額九十万両近くの借財を背負換にも悩まされ、ついに前述の通り弘化年

・・・・とに於ていよいよ安政期の本格的な藩・・・・とに於ていよいよ安政期の本格的な藩を中心とする革新的藩臣が担ういわゆるを中心とする革新的藩臣が担ういわゆるを中心とする革新的藩臣が担ういわゆるで、「当藩内物産を拡張を中心とする革新的藩臣が担ういわゆるで、は10とは即ち民を富ますの術で、民富めずべしとは即ち民を富ますの術で、民富めずべしとは即ち民を富ますの様で、といよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよ安政期の本格的な藩・とこに於ていよいよっとになる。

註

1

出稿「由利公正の富国策について「藩政改出稿「由利公正の富国策について「藩政改出稿」由の公司を明確を表示して、昭和四二・三「福井県郷土誌井小楠の少なからざる影響のもとに藩財政井小楠の少なからざる影響のもとに藩財政井小楠の少なからざる影響のもとに藩財政共小楠の少なからざる影響のもとに藩財政市が成立が、生産資金融通による財政政策=殖産の実施を表示した。

- 3 でに文政末で五〇〇万両に及んでいる。 ば仙台藩の天保五年(一八三四)の借金は いやられたのは他の諸藩にもみられ、例え 天保年間に至り領主財政が破局的状態に追 28 弘文堂) 二三—二四頁) 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』(昭 七〇万余両に達し、また薩摩藩の場合もす
- 負債総額は実にその二十四倍にものぼって は遂に九万二、〇二六貫余に上り、天保十 40 塙書房)一三一頁) いる。〔田中 彰『幕末の藩政改革』(昭 また長州藩では、天保九年(一八三八)に 年(一八四〇)の経常歳入額に比べると

(11)

- 4 可二相心得1旨」を伝えて封地没収、 六代藩主綱昌が病のため、幕府は「御大法 昌親が名を吉品と改めて再勤した。 モ有」之付而越前守領国被二召上 | 候條左様 先代
- (5) かもそれへの藩権力の対応の仕方からみ 史上質的に新段階を画するものであり、し て、まさしく反封建斗争の形態をとり一揆のめざす要求内容や攻撃対象からみ 史教育研究会編『歴史教育』昭42·11号所 和の越前大一揆の解明を中心に――」(歴 拙稿「百姓一揆の質的転換についてー て、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期 収、日本書院刊)において、明和五年の大 明明

- 7 6 『日本経済叢書』(巻六、二八九頁)
- 三坂圭治「萩藩の財政と撫育」五四―五七 (奈良本辰也『近世封建社会史論』 | 四頁
- 37) 八五頁 金井 圓「藩政」(『日本歴史新書』昭
- 『会計之部』松平文庫〔福井県立図書館蔵 「享和二戌年御本払御積帳」(村田氏寿編
- 12 氏寿編『前掲書』) 「天保四巳年一ケ年御本払指引凡積 (村田
- 編『前掲書』) 「弘化二已年江戸御入用仕方」 (村田氏寿

(13)

『福井県史』(二) 四八頁

(15) 14)

『国事叢記』(十五)

明和五年六月二日

の条 拙稿「百姓一揆の質的転換について」(『 前掲書』)において、明和の大一揆の展開

(16)

過程を詳述した。

17 ○両 に対し、 明和五年二月の町在への御用金一六、二二 年二月二十二日)御家中へ都合八歩通御借 『続片聾記』(三)では「(明和五 『福井県史』(二)三九頁〕賦課

に入ったことを論述した。

本の問題(『近世封建社会史論』昭23 奈良本辰也「近世封建社会における商業資 高 (18)

大一揆の関係史料のうち、『続片聾記』

(三) には「(三月)廿九日二万人斗罷出

と出動人数まで伝えている。

とあり、才覚金に若干の相違がみられる。

米、町在へ御当用金一万八千両被二仰付二

『日本経済叢書』(巻十八、五七五頁)

9

- 19 明和五年は凶作で三月二十一日には福井軽 送したため、米価も「段々高直に成る」と も御用達の美濃屋喜左衛門の如きは大野辺 千俵ばかり三国湊に輸送されており、しか 町人より餲米願が出たが、これは福井城下 なったわけである。 の米穀が枯渇したに拘らず、明里御蔵米七 いう有様で、これが大一揆の直接の発端と にて五千俵ばかり買占め、それを他国に輪
- 20 島崎 圭「福井藩に於ける百姓一揆史の研 介しているが、一揆側の生々しい動向を伝 究」のなかで、市立福井図書館主催の郷土 味深いが、残念ながら現在その史料の所在 結託するような共生関係がうかがわれて興 え、とくに藩役人と御用達=特権商人とが 国侍要太平記』(古写本、十巻)の内容を紹 史料展覧会の出品中に発見したとする『北 が不明である。
- この大一揆の諸要求は明和五年五月十二日 覚」によりその具体内容が察知できる。 の藩よりの正式回答である「百姓共江申渡 「今度、百姓ども願ひ奉る趣、段々御聴に

21)

記』(三)は、「高知中帰着の上百姓とも 聞ニ達スルノ由ヲ告グ」と述べ、『続片襲 役所ニ於テ土民等ニ会シ請訴スル所既ニ公 略』(十三)では「(五月)十三日高知郡 ヵ条をあげている。 へ書付を以被二申渡」左之通」とし、十六 願之趣とも有レ之に付五月十二日より村々 『福井県史』(二)四三頁〕また『越藩史

27

態」収載の享保初年(十八世紀初頭)と推 文庫編「近世後期に おける 主要物価の動 ヴァ書房 所収 一四三―五頁)で、三井 編『商品流通の史的研究』

昭42 ミネル (宮本又次

泰博「福井藩の大阪借金」

- 22 叢記』十五)と弁明しているところから 非々々出さねばならぬ米といふ」(『国事 も、恐らく藩役人の許可を得ているものと れた富商十八人のうちの一人で、「是ハ是 打ちこわしをうけたが、 かれは 宝暦十年 史』四五八頁)」と伝えるほどのはげしい 驚申候」 〔「新保二番戸記録」 (『三国町 理由に、「音大地を動し天にひびき、諸人 考えられる。 が、米穀一万俵の買付けとその領外移出を それは明和四年八月三国の小針屋五郎兵衛 先的に認められたとみられる一例がある。 御用達が年貢米の取扱いについて藩から優 (一七六〇) 藩の御札所元締として任命さ
- 日の条 『国事叢記』(十一) 宝曆八年三月十二

30

藩政動揺期の諸問題

- 『福井県史』 =
- 24) =

条を掲げている。「『国事叢記』(十五)

御裁許仰せ付けらるる箇条」とし、十六ヵ 達し候段、御聞屈遊ばされ、御吟味の上、

- 奉行や目付クラスに相応する高禄となって 坂出入」町人四十八名のうちの筆頭に記載 市立福井図書館刊)に、牧村家二名は「大 され、高三百石といえば高知席十七家、寄 合席三十九家、定座番外十三家の次にくる 『慶永公御代給帳』(「松平家蔵」昭12
- 御用達に対する優遇策は、他の諸藩につい 年からは五百俵に増額して利子以外の大き 他の呉服物をおくられて優遇された。 についても多額の扶持米を受けたのみなら な特権を与えている。なおその他の御用達 して同六年より米二百俵下附、さらに十四 五年(一七二〇)であるが、藩はこれに対 人鴻池善八が藩用達に命ぜられたのは享保 ても同様で、例えば毛利藩の場合、大坂町 資本の問題」(『前掲書』二二頁)〕 ず、殆ど累年にわたって紋章、羽二重その 〔奈良本辰也「近世封建社会における商業
- 『国事叢記』 『福井県史』(二) += 三九頁 宝曆十年五月七日

29

宝暦九年三月越州屋市郎右衛門が御蔵守に 任命されたため、従来の五人扶持に三人扶

- 三九頁
- 宝曆八年十二月朔日
- (31)
- (33)
- 諸藩の大坂廻米につ き、例えば加賀藩では 物成二十数万石から用米、下行米、扶持 大坂に登せて金に代ることができた。(土 米、江戸廻米等を差引き、年々十万石程を 二八頁)しかし、薩摩

- 国事叢記』 (十一) 〕 持が加増されて計八人と扶持なった。へ「
- 体的に説明している。(一九二—一九四 幸田成友『増補江戸と大阪』(昭17 富山 房)で、諸藩の大坂借金の方法について具

米屋平右衛門、鉄屋庄左衛門、鴻池屋善右 門、餝屋六兵衛、鴻池屋又右衛門、鴻池屋 衛門、三井屋八郎右衛門、和泉屋次郎右衛 坂へ廻送して売払った米は僅かに一万数千 そのうち扶持米、役料その他を除き年々大 著名な両替商や富商二十名をあげている。 石乃至二万石に過ぎなかった。(二九頁) 藩の場合は租入現米は約十二、三万石で、 「御金御頼大坂町人名元」として大坂での

38

34)

門、平野屋仁兵衛、嶋屋市兵衛 鹿嶋や久右衛門、長浜や源左衛門、 次の四名をあげている。 また「御家御出入御用掛大坂町人」として 衛、助松屋忠兵衛、加嶋屋十郎兵衛、堺屋 庭屋次郎右衛門、油屋彦三郎、近江屋休兵 佐兵衛、志 布子 や 四郎兵衛、升屋平右衛 袴や弥

善八、辰己屋久左衛門、平野屋五兵衛、大

『国事叢記』(十五)〕

右衛門、袴や伊右衛門

35)

36

在之御借金·附午年中元利御渡方」 氏寿編『会計之部』松平文庫) 「弘化四年未年御借財御訳立」 「文化七午年正月江戸御国大坂当時御取扱 (村田氏寿

37 江戸借金二九四、〇〇二両のうち公金借入 編『前掲書』) 二一両の内訳は、上野御山内一一、五四〇 四一、七八一両を除いた残額一五二、二

> 朱となっている。 二朱、江戸古調達御訳立七一、八九六両二 両、江戸一橋様二、五〇〇両、江戸当座 御訳立」より) 八、四〇〇両、江戸古調達四七、八八五両 (「弘化四年未年御借財

国町史』(四四六一四五七頁)において年 での平均相場により両に換算して 集計し その数字を集計すると次の 通りである。 註、 代別にかなり詳細な記載がみられるが、 銀表示のものは、その当時の大坂

四四)までの二十年間の内田惣右衛門によ 計一八二、六〇〇両で、そのうち三国湊 る調達金が一三三、二九三両に上ってい 文政七年(一八二四)より弘化元年(一八 負担した分が計三五、七二〇両、さらに翌 の豪商内田惣右衛門、内田平右衛門両人で 二三)までの約半世紀間の御用金賦課額は 天明八年(一七八八)より文政六年(一八

依存度が高まり、「弘化元年十月三国の巨 調達しており、十九世紀以降では領内御用 享和三年(一八〇三)より文政九年(一八 達のうちでもとくに内田惣右衛門への借金 また六代目内田惣右衛門の手記によると、 二六)までの間に正金一二一、〇〇〇両を

赤字財政に対し、彼の力を以てしても如何 頁)との記載までみられるが、巨額に上る 整理せしむ」(『福井県史』(二) ともできなかったのは拙稿で問題にした弘 商内田惣右衛門等に倚頼して累年の借財を

領内富商に対する御用金賦課につき、

九日の条 『前掲書』 『国事叢記』(十一) 十三 宝曆十一年三月十六 宝曆八年八月二十

により明らかであろう。

化四年の総額八十七万両の巨額に上る借財

41) 日の条 「前掲書」 (十五) 明和五年二月二十日

横井小楠 「富国論」(山崎正董編 所収 昭17)三一頁 『横井小

43

42

革新的藩臣の代表である由利公正も れたので、私の国などでは障子の塗骨まで 逢ふた、俚謡に銀の簪鋳潰して~~と唱は や、……(中略)……私は水野の倹約令に といふては、実に無智も亦甚だしいことぢ 」について論じ「金がないから倹約をする ている。「「随筆」(由利正通編『子爵由 して仕舞うたのぢや」と厳しい批判を加え 削つて仕舞うた、かくして人心が全く萎縮 利公正伝』付録所収 七七頁)〕

国産奨励や専売仕法は直接には藩の封建的 危機克服の手段として実施されるが、この 『日本経済叢書』(巻二五、三二二頁)

45) (44)

書』 七〇一七一頁) 時務策は天保十四書』 七〇一七一頁) 時務策は天保十四四、東大出版会刊)二二九頁〕 四五一四六頁 『福井県史』(二) 四五一四六頁 『福井県史』(二) 四五一四六頁 が策ほど領主権力の階級的支配の本質を露政策ほど領主権力の階級的支配の本質を露

あることを論述した。
あることを論述した。
あることを論述した。

ど一連の富国策の実現を期待したことにつ

融通論により、貿易促進、藩財政の再建な

郷土研究』十二の四、昭和四二・九)にお

いて、小楠が民富論に甚く商権回収と資金

拙稿「横井小楠の富国策について――藩政

改革の路線設定への一展望――」(『若越

(福井県立福井商業高校教諭)